



Title	消費者信用取引と割賦販売法五条・六条（1）
Author(s)	千葉, 恵美子; CHIBA, Emiko
Citation	北大法学論集, 33(2), 1-33
Issue Date	1982-10-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16394
Type	departmental bulletin paper
File Information	33(2)_p1-33.pdf



消費者信用取引と割賦販売法五条・六条（一）

千葉 恵美子

目次

- 一 問題の所在
- 二 立法過程からみた割賦販売法五条・六条の適用範囲
- 三 割賦販売法五条・六条の人的適用範囲（以上本号）
- 四 取引形態からみた物的適用範囲
- 五 結 語（以上次号）

一 問題の所在

(一) 消費者信用取引の量的拡大(図1 a・b参照)と取引形態の多様化を背景として、我国でも消費者信用取引に対する包括的規制の必要性が指摘されてきた。⁽¹⁾ しかしながら、具体的にいかなる消費者信用取引をいかに規制するか、そして、そのためにいかなる立法措置が必要であるかについては、未だ共通した認識基盤を形成するに至っていないのが現状ではなからうか。このような状況を打開するための一つの方策は、消費者信用取引の古典的形態である割賦販売につき、購入者に一定の保護を与えている規定の再検討に求められる。すなわち、第一に、これらの伝統的保護規定が消費者を保護するために機能しているか、第二に、これらの規定による規制を他の消費者信用取引に波及させ得るか否かを検討する作業が必要であると思われる。本稿では、右の視点から、割賦買主に対する伝統的保護規定の一つである割賦販売法五条・六条の人的・物的適用範囲を解明したいと考える。

割賦販売の取引形態を利用して物件を購入すると、顧客は、割賦販売法の数少ない効力規定である同法五条・六条によつて次のような保護を受けることになる。すなわち、割賦販売業者が購入者の賦払金の支払遅滞を理由として、契約の解除又は期限の利益を喪失させ一括して残代金を請求するには、二〇日以上の期間を定めて書面で支払いを催告しなければならぬ(割賦販売法五条)。また、割賦販売業者が契約を解除した場合に顧客に請求できる金額についても制限が設けられている(同法六条)。しかも、これに反する特約は無効とされる(同法五条二項、六条本文)。

従つて、五条は催告期間を法定化し書面を要求する点で民法五四一条の解除の要件を加重した規定であり、特約による期限の利益の当然喪失条項を無効とする点で民法九一条の特則と解せられる。他方、六条は、損害賠償額の子定を有

	昭和46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	
住宅ローン計	13,800	26,320	37,240	38,030	51,370	65,610	73,320	91,540	104,300	○ 94,618	
住宅ローンを除く 消費者信用計	32,440	40,520	50,770	57,450	72,610	84,190	98,720	117,560	139,700	155,581	
内訳	金融関係	8,200	9,990	14,440	14,280	18,900	23,170	28,460	36,690	45,250	52,264
	販売関係	24,240	30,530	36,330	43,170	53,710	61,020	70,260	80,870	94,450	103,317
消費者信用合計	46,240	66,840	88,010	95,480	123,980	149,800	172,040	209,100	244,000	○250,199	

図1a 新規信用供与額の推移

(単位：億円)

『日本の消費者信用統計'82年版』49頁参照(推計方式、データ、分類方式については44—48頁参照)

○は地方公共団体の計数が未算出で含まれていない。

	昭和46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	
住宅ローン計	58,110	84,280	117,590	164,100	200,340	269,780	317,210	393,330	459,010	○517,444	
住宅ローンを除く 消費者信用計	23,230	27,920	34,160	38,930	48,360	56,850	67,640	82,730	100,030	116,989	
内訳	金融関係	10,730	12,650	15,970	17,150	20,820	25,090	30,400	37,880	46,360	53,655
	販売関係	12,500	15,270	18,190	21,780	27,540	31,760	37,240	44,850	53,670	63,334
消費者信用合計	81,340	112,200	151,750	203,030	257,700	326,630	384,850	476,060	559,040	○634,433	

図1b 信用供与残高の推移

(単位：億円)

『日本の消費者信用統計'82年版』50頁参照(推計方式、データ、分類方式については44—48頁参照)

○は地方公共団体の計数が未算出で含まれていない。

効とし、裁判所がこれを増減できないとする民法四二〇条一項の特則として位置づけることができよう。ところで、購入者保護のこのような要請はどこから生じているのであろうか。割賦販売契約の一方の当事者として消費者が登場してくる点が、割賦販売法五条・六条による特別な法規制を要求しているのだろうか。伝統的な購入者保護の規定である割賦販売法五条・六条がいかなる範囲の購入者を保護しているのか、その人的適用範囲に分析を加えることが、本稿の第一の目的である。右規定を消費者保護規定として性格づけることは、同時に、これまで実定法上明確に定義されたことのない、消費者信用取引における「消費者」概念に対して具体的な内容を肉付けすることに役立つと思われる。

さて、他の先進資本主義諸国におけると同様に我国でも、割賦販売の形態を採る取引量の伸びは今日著しく減少し(図2参照)、割賦販売は他の与信形態に消費者信用取引における中心的地位を奪われている。経済の高度成長を背景として、一九六五(昭和四〇)年以降、とりわけ顕著になった。与信形態の多様化現象は、割賦

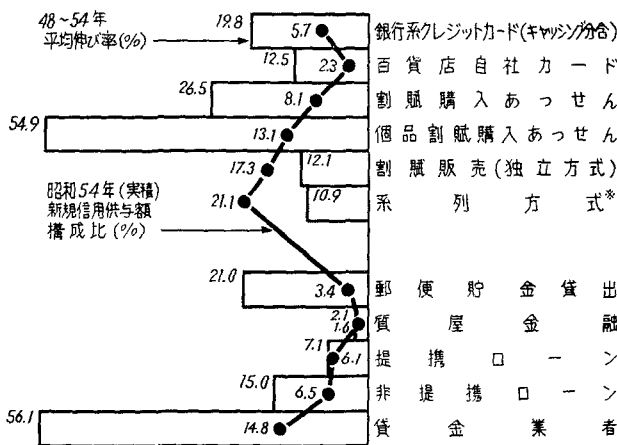


図2 住宅ローンを除く消費者信用供与形態別平均伸び率(昭和48-54年)及び昭和54年(実績)新規信用供与額にみる信用供与形態別構成比

『日本の消費者信用統計'82年版』353頁参照

日本経済新聞1982年4月30日参照

※系列方式は、耐久消費財等のメーカーが自社製品の販売促進を図るために設立したメーカー系クレジット会社が採用する方式であり、信用供与者であるメーカー系クレジット会社・消費者間の契約は割賦販売契約又は金銭消費貸借契約である点に注意する必要がある。

販売における信用供与機能——信用調査機能、資金負担機能、債権回収機能、貸倒処理機能——の一部ないし全部を売主以外の第三者に負担させることによって生じたと言つてよいであろう。しかしながら、右に指摘したような、いわば多当事者間契約の構造を採る消費者信用取引形態に対して、法規制の対応は遅れていると言わなければならない。そこで、我国で現在利用されている消費者信用取引において、消費者が賦払金を遅滞し債務不履行に陥つた場合における信用供与者の権利行使——契約解除権の行使、期限の利益喪失条項の主張、損害賠償額の特約ないし違約金条項に基づく請求等——の制限の問題につき、現行割賦販売法五条・六条の類推適用がどこまで可能か、その物的適用範囲の限界を検討することが、必要となる。これが、本稿の第二の目的である。

換言すれば、消費者が関与するいかなる信用形態を、割賦販売法五条・六条の規制を受ける割賦販売と同視することができるか、という点にある。従つて、割賦販売以外の信用形態に対する割賦販売法五条・六条の類推適用の可能性に論究しようとする本稿の試みは、各信用取引形態に内包されている共通項を抽出する作業を前提とせざるをえないことになる。この点で、本稿には、包括的消費者信用取引法の制定のための準備作業として不可欠な各消費者信用取引の法構造の確定とその類型化作業にひとつのたたき台を提供する意義があると思われる。

(一) 以下では、右に述べた課題に次の手順で考察を加えることにする。まず第一に割賦販売法の立法過程において立法者が割賦販売法五条・六条の適用範囲をどのように考えていたかを考察し(一)、第二に購入者保護を立法目的のひとつとする割賦販売法と同法五条・六条の人的適用範囲の關係を検討する(二)。第三に、割賦販売以外の取引形態につき五条・六条の類推適用の可否が問題となつた判例の分析と割賦販売契約の法構造の再構成を通じて、現在、我国で利用されている割賦販売以外の消費者信用取引形態に対する五条・六条の類推適用の可能性を示したい(三)。最後に、要約し、本稿の課題に関連して消費者信用取引の包括的規制に際して考慮すべき問題点を簡単に指摘して結びとする(四)。

(三) ところで、本稿は割賦販売法五条・六条の類推適用の可能性を肯定する、という前提から出発している。このような前提に対しては「割賦販売法は民法の特則であり、それ故契約の内容を制限する効力を定める規定はより厳格に解さねばならない」とする反論が予想される。つまり、「割賦販売法五条・六条の要件に明文上合致しなければ、前述した民法上の規定を適用すべきである」という主張である。しかし、「割賦販売法上明文の規定がある場合には民法上の規定は適用されない(特別法は一般法に優先する)」というテーゼから「割賦販売法上明文の規定のない場合には直ちに民法上の規定が適用される」というテーゼ——右のテーゼの裏となる——が常に真であるとは、論理的にいえない。③。そこでは、割賦販売法上明文の規定がないことの意味を改めて考えてみる必要があるのではなからうか。

(1) 日本割賦協会『日本の消費者信用統計82年版』一九八二年三三頁、五一頁によると昭和五五年の消費者信用新規貸与額(住宅ローンを除く)は一六兆二、八九一億円(分類方式、推計方法、データについては前掲書一七—一九頁参照)で昭和五五年の民間最終消費支出(実質)に占める割合で一五・九四%に達し、国民総生産(実質)の八・六%に相当する。

(2) たとえば、一九七二(昭和四七)年の割賦販売法改正に指針を与えた通産省割賦販売審議会答申「消費者信用に関する消費者利益の保護増進について」(昭和四七年一月二八日)では、消費者保護に万全を期するには規制の対象を分割払いであること、商品等の販売と結びついていることに限定しないで消費者信用全体を対象とする「消費者信用保護法」的などらえ方をすることが必要であると指摘されている(通産省産業政策局消費経済課編『新版・増補 新割賦販売法の解説』一九七六年三五—八頁)。また、昭和四七年の割賦販売法改正案を審議した衆参両議院商工委員会でも政府が消費者信用保護に関する基本立法を検討するよう、附帯決議をしている(同一五一—六頁)。その後、一九七九(昭和五四)年九月に公表された国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者信用取引の適正化について」の中では「消費者信用取引の適正化を図る法的規制を考えるにあたっては、今後ますます多様化していく消費者信用取引を包括的に考えておく必要がある。そのためには、消費者信用取引の範囲をその契約等の形式によってではなく、その経済的実質に即して考えるべきである」と述べられている(経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・第二課編『消費者政策の新しい課題——国民生活審議会消費者政策部会報告』一九八〇年三七頁。この報告は昭和五三年九月に公表された中間報告と同じ内容である)。

(3) 星野英一『民法概論I』改訂版一九七四年一四頁以下は「特別法の規定がないときは直ちに、一般法の規定がそのまま適用される」と形式的に考えることは妥当ではない。……その立法趣旨が、その事態から生ずる問題のうちある事項、関係についてのみ特別の規定をするものであって、他の関係については一般法に委ねるといふ趣旨ならば、一般法を適用すればよい。しかし、その特別法の趣旨から、明文の規定こそないが、なおその事項、関係については、一般法の規定をそのまま適用するのは妥当でなく、その事態について特別法を制定した趣旨に従い、特殊の考慮をする必要があると解される場合がありうる。その場合には、あるいは特別法の規定を拡張解釈して、その関係を包摂させたり、あるいは一般法を適用するが、特別法の趣旨を考慮してその解釈を他の場合と異なったものとする必要がある」と述べている。

二 立法過程からみた割賦販売法五条・六条の適用範囲

(一) 立法者はいかなる場合に、割賦販売法五条・六条が適用されると考えていたのだろうか。⁽¹⁾ 本章では、立法過程の考察を通じて、現在、消費者信用取引に関する法のいわば欠缺状況に遭遇して、割賦販売法五条・六条が解釈論上いかなる問題点をはらんでいるかを浮き彫りにしてみることにしよう。

割賦販売法の制定の基礎となつたのは、一九六〇(昭和三五)年二月一日に公表された通産省産業合理化審議会流通部会の答申「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」⁽²⁾である。同答申は割賦販売制度に関して立法措置を講ずべき条項のひとつとして、現行法五条・六条の原型となる規制の必要性をすでに指摘していた。⁽³⁾そこでは、耐久性を有し、かつ定型な条件で販売できる消費財および生産財を目的物とし、その代金を二月以上の期間にわたたり、かつ三回以上に分割して支払うことを条件とする販売の場合に私法上の規制を加えている。当時の流通部会の審議資料⁽⁴⁾を見ると第一に法律形式の如何にかかわらず、その実質において割賦販売と同様の目的をもつものを同一に規制すべきか、第二

に不動産、サービス、有価証券の割賦販売をどう取り扱うのか、第三に購入者が商人である場合の割賦販売あるいは購売会、共済組合等がその構成員に対して行なう割賦販売を購入者が一般消費者である場合の割賦販売と同様に規制してよいか、問題点としてあげられていた。しかしながら、これらの点につき、流通部会がいかなる結論に至ったのかは、答申の内容から必ずしも明らかではない。とりわけ、第一の取引形態からみた割賦販売法の適用範囲については、割賦販売と割賦購入あっせんの定義⁽⁹⁾が示されるにとどまったのである。

(二) 前述した流通部会の答申をもとに作成された割賦販売法案は、ほぼ原案どおりに可決され、一九六一(昭和三六)年七月一日、割賦販売法は公布されるに至った。その際、立法者は次のように割賦販売法の規制対象を考えていたものと解される。すなわち、取引形態の面からみると、いわゆる通常の割賦販売(但し、代金を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領することを条件とした販売)——割賦販売法二条一項及び図3・図4参照)、前払式割賦販売(但し、商品の引渡に先立って二回以上にわたり、代金の全部又は一部を受領することを条件とした販売)——割賦販売法二条二項参照)、及び割賦購入あっせん(登録した割賦購入あっせん業者が、商品を購入しようとする者、すなわち利用者に対して、特定の販売業者から商品を購入す

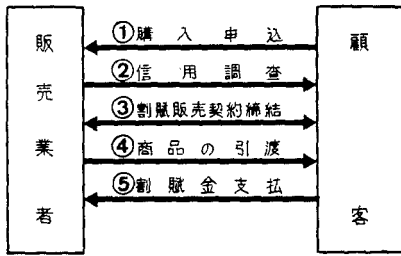


図3 割賦販売——独立方式

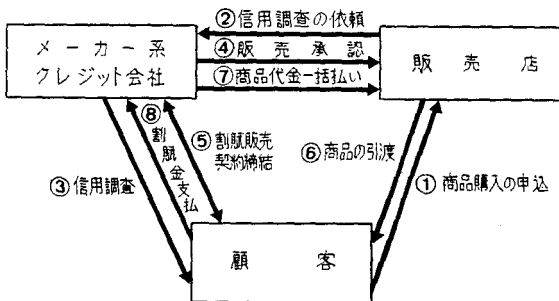


図4 割賦販売——系列方式

ることができ、証券その他の物を交付し、当該利用者がその証券その他の物と引換えにまたはそれを提示して、特定の販売業者から商品を購入したときは、割賦購入あっせん業者に対して当該利用者は当該商品の代金に相当する額を、二ヶ月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して支払い、他方、割賦購入あっせん業者は当該販売業者に当該金額を交付する取引——割賦販売法二条五項及び図5参照）を規制対象とする。次に、取引の対象となった目的物の面からみると、指定商品、すなわち耐久性を有しかつ定型的な条件で販売するのに適する商品で、政令で定めるものとされている。そこでは、用語の通常の意味では、商品と云えないサービス、不動産¹⁰⁾、有価証券を割賦販売法の規制対象から除外し、動産のうちでも飲食料品、燃料等の消耗物品、船舶、鉄道車両等の特に高額で注文生産されるものが排除されている⁽¹¹⁾。人的適用範囲の面からみると、流通段階における業者間の取引（割賦販売法八条一号）、特別法に基づく組合・公務員の職員団体及び労働組合がその団体の構成員に対して行なう割賦販売（同四号）及び購売会事業のような事業者がその従業者に対して行なう割賦販売（同五号）、国又は地方公共団体が行なう割賦販売（同三号）には割賦販売法は適用されないと規定された。

ところで、割賦販売法は単なる民事立法ではない。金融政策または国民経済全体の立場からの規制もあるし、業者相互の過当競争を防止し、業界全体の健全性を維持するという見地からの規制もある。それ故、購入者のために、契約内容の公正化ないし適正化を計ろうとする割賦販売法五条・六条が、前述した割賦販売法の規制対象全部に適用されるかどうかが次に問題となる。

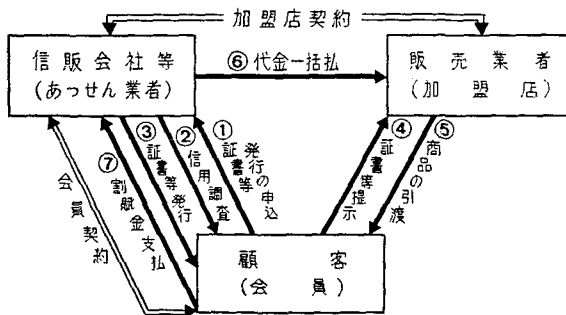


図5 割賦購入あっせん

第一に、割賦販売法の規制対象のひとつとされる取引形態、割賦購入あっせんには五条・六条は適用されない、と立法者は考えていたと思われる。割賦購入あっせん業者の交付する証書等による販売は、加盟店が購入者から代金を分割受領するのではなく、割賦購入あっせん業者から受領するので、割賦販売法にいう「割賦販売」には当たらないと解されてきたからである。⁽¹²⁾したがって、取引形態の面からみると五条・六条の適用範囲は、割賦販売法にいう「割賦販売」(前払式割賦販売を含む)であるとするのが立法者の意図であったと思われる。ただ、立法当時の取引実態からすると、少なくとも割賦販売法の制定時には、割賦販売が当時の消費者信用取引の大部分を占めていたところから、現実の取引のほとんどに五条・六条が適用される可能性があったと考えられる。⁽¹³⁾

第二に、割賦販売法五条三項は、購入者のために商行為となる割賦販売の場合には、同法五条が適用されないと規定している。つまり、当該割賦販売が購入者のためにも商法五〇一条乃至五〇三条に該当する場合、購入者の債務不履行を理由として契約の解除又は期限の利益を喪失させるためには、二〇日以上の期間を定めて書面で催告する必要があることになる。他方、割賦販売法六条には五条三項に相当する規定が存在しない。この点から、六条のみは、当該割賦販売が購入者のために商行為となる場合にも適用できると立法者は解していたのだろうか。

当時多くの割賦販売契約約款には、契約が解除された場合に購入者の既払済分は全額損害賠償として当然に没収する旨の規定や割賦販売価格の一二〇%を請求する規定があり、購入者が不当に弱い立場におかれるので、損害賠償額を制限する規定を置いた、と説明されている。⁽¹⁴⁾このような六条の立法趣旨は、当該割賦販売が購入者のために商行為となる場合に割賦販売法の優先適用を排除する五条の立法趣旨と同一である。⁽¹⁵⁾すなわち、五条も、当時多くの割賦販売契約に購入者が賦払金の支払いを一日でも遅滞した場合に、販売業者は何らの催告もしないで契約を解消することができる旨の

規定が設けられていたのを一般の購入者を保護する立場から契約内容に制限を加えたからである。⁽¹⁶⁾ 従って、立法趣旨の単純な比較からは立法者が六条については五条と異なり、購入者のために商行為となる割賦販売にも、換言すれば、合理的の打算に基づいて行動する商人間の売買についても適用されると考えていたかどうかは必ずしも明らかではないと言えよう。⁽¹⁷⁾

この点に関連して、割賦販売法五条・六条を、消費者取引に私法的規制を加える規定と解すべきか否かが、すなわち両条の人的適用範囲が問題となる(後述三参照)。

(三) さて、周知のように消費者信用取引の量的拡大と多様化を背景としておこなわれた一九七二(昭和四七)年の割賦販売法の改正⁽¹⁸⁾で、同法は消費者保護立法としての性格をもつようになったと言われている。⁽¹⁹⁾ すなわち、それまで割賦販売法は「割賦販売及び割賦購入あっせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、商品の流通を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的とした」⁽²⁰⁾ いわゆる取引秩序法であったが、「購入者等の利益の保護」を目的のひとつとするに至ったからである。しかしながら、消費者保護の見地から改正が検討されたとはいえ、割賦販売法の適用範囲の拡大の面からの改正は、次の三点に留まった。⁽²¹⁾ すなわち、第一にローン提携販売が行なわれる場合にも、割賦販売の場合と同様に表示上の義務を販売業者に課し、クーリング・オフ制度を導入すること、第二に「毎月一定額ずつ会費等の名目で前払金を払込むこと」によって冠婚葬祭に関するサービスや、特定の百貨店等の販売業者から払込金に相当する商品等の提供を受けることができる「いわゆる「前払式特定取引」(図6及び図7参照)を前払式割賦販売とはほ同様に規制すること、第三に近年主流となっているカードを媒介とする割賦購入あっせんに対応するように割賦購入あっせんの定義を改正したこと、である。従って、改正に先立って公表された割賦販売審議会の答申「消費者信用に関する消費者利益の保護増進について」で述べられているように、昭和四七年の改正においては「さしあたって

て消費者保護の観点から緊急に措置を講ずべき問題」⁽²²⁾が取り上げられたにすぎない。契約内容を私法的に規制しようとする割賦販売法五条・六条の適用範囲は、前払式特定取引を除き、全く拡大されずに終わったのである。そして、このような適用範囲に関する拡大の不徹底さによって、割賦販売法制定時にはほとんど顕在化していなかった、割賦販売法の規制対象とされる取引形態と現実に行なわれている取引形態の乖離という現象が放置されるに至ったのである(図8・図9・図10参照)。

消費者にとっては、分割払いで商品を安く購入することができれば取引形態の態様は問題ではないかもしれない。だが、右に見てきたように、立法者が五条・六条の適用を意図した取引形態は、割賦販売(前払式割賦販売を含む)⁽²³⁾のみである。従って、消費者は割賦販売の場合と同様の経済的効果の発生を期待して取引を行なっているにも拘らず、一旦、賦払金を遅滞すると、消費者が五条・六条によって救済される場合と救済されない場合が生じることになる。かくして、割賦販売法が規制対象とする範囲と現実の取引形態の齟齬が、我々に割賦販売法五条・六条の類推適用の必要性を、すなわち、両条の物的適用範囲の限界を考察する契機を与えていると言えよう(後述四参照)。

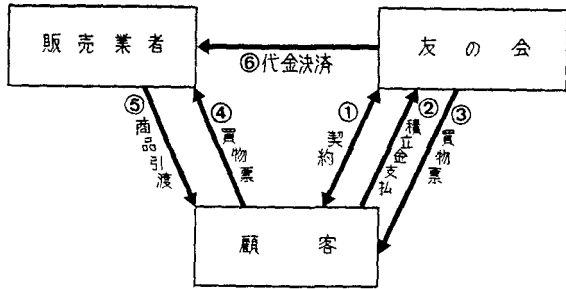


図6 前払式特定取引——友の会

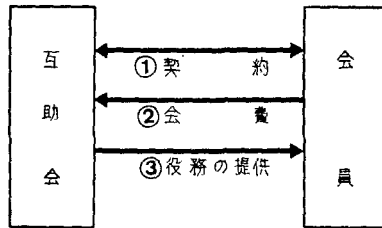


図7 前払式特定取引——互助会

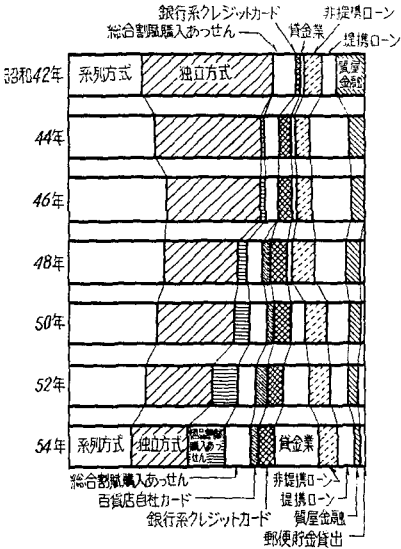


図8 住宅ローンを除く消費者信用供与形態別構成比の推移
『日本の消費者信用統計'82年版』349頁より抜粋

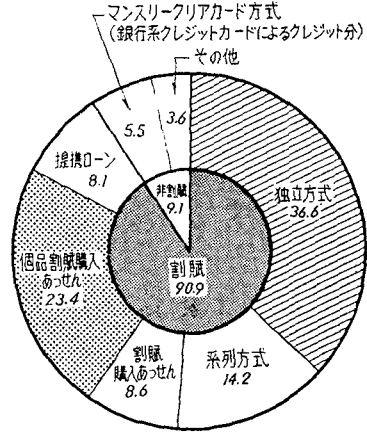


図9 1981年住宅ローンを除く消費者信用のうち販売信用における形態別構成比の推移(新規供与額)
『日本の消費者信用統計'82年版』55頁参照

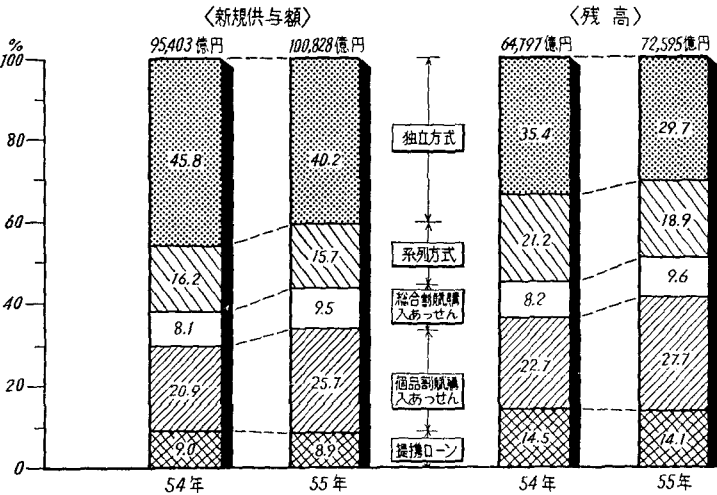


図10 住宅ローンを除く消費者信用のうち販売信用の割賦方式における形態別構成比の推移
『日本の消費者信用統計'82年版』54頁より抜粋

次章では、このような問題をほらむ割賦販売法五条・六条の適用範囲のうち、人的適用範囲に分析を加えることにする。

(1) 立法者意思を指定することが、ある法律を解釈するための必要条件であることは疑いなく思われる。問題は、第一に立法者意思を具体的にいかにして確定するかであり、第二に具体的な判断基準を求めのに立法者意思の指定で十分なのか、十分でないとしていかなる作業が必要なのか、という点にある。ここでは、法解釈方法論の問題に深入りする余裕はない。以下では、本稿の課題に沿っていかなる文献を立法者意思を確定するための資料としたかを明示することとしたい。石田穰『法解釈学の方法』一九七六年一五—二九頁参照。

(2) 一九五五(昭和三〇)年以降、割賦販売が経済成長に伴って著しく普及・拡大したことから、割賦販売制度につき公正かつ合理的な取引秩序を確立することが、行政の重要な課題となった。そこで、通産省は広く民間の意見を聞くために付属機関である産業合理化審議会に流通部会を設立し、一九五八年一〇月二八日、同部会の発足と同時に「わが国における割賦販売制度はいかにあるべきか」を諮問した。割賦販売法の制定に係る問題については、同部会に小委員会(委員長加藤一郎教授)が設けられ、一九五九年一〇月より審議をかさね、翌年二月、流通部会は「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」と題する答申を公表した。割賦販売法の制定に至るまでの経緯については、当時の通産省の担当者の手による藤田正次「わが国における割賦販売の現状と諸問題」ジュリスト一九九一—一九九二頁、同「割賦販売法案について」ジュリスト二〇二二—二〇二五頁に詳しい。

(3) 前掲『新版・増補 新割賦販売法の解説』三二八—三三〇頁参照。

(4) 通産省産業合理化審議会流通部会「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」は、次のように答申している。

第四 契約の解除、期限の利益の喪失

割賦販売業者は、購入者が予め定めた時期に賦払金を支払わないときは、一五日以上の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がない場合に限り契約を解除し、または未払賦払金の総額の支払を請求することができることとする。

上記の規定に違反する購入者に不利な特約は、購入者がもつばら営業の用に供するために購入する場合を除き、無効とすることとする。

第五 契約解除に伴う損害賠償

割賦販売業者は、契約が解除されたときは、次に掲げる額の合計額をこえる額を損害賠償として請求することができないこととする。 (一) 契約のために要した費用、 (二) 商品の通常の使用料、 (三) 商品の利用又は毀損による価値の減損額が通常の使用料の額をこえるときは、その額、購入者から支払いをうけた代金を当然に没収するという特約、その他上記の規定に違反する購入者に不利な特約は無効とすることとする。

(5) 通産省産業合理化審議会流通部会に提出された審議資料のひとつとして「割賦販売に関する取引秩序法を作成する場合の問題点」ジュリスト一九一号二二三—二四頁がある。

(6) 通産省産業合理化審議会流通部会答申「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」は次のように定義している。

第一 割賦販売の定義

割賦販売とは、代金を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領すること（銀行を指定して分割して預金させた後受領することを含む。）を条件として商品を販売することをいうものとする。なお、(1) 対象とする商品は、広く、耐久性を有し、かつ定型的な条件で販売するのに適する消費財および生産財とし、船舶、鉄道車輛等の特に高額で注文されるものは除外することとする。(2) 次の割賦販売は適用除外とする。(イ) 当該商品の販売業者を相手とする割賦販売、(ロ) 共済組合、協同組合、購買会等がその構成員に対して行う割賦販売、(ハ) 無尽業法に規定する無尽に該当する割賦販売。

第一 割賦販売あつせんの定義

割賦販売あつせんとは、加盟店から商品の給付を受けることができるチケットを相手方に給付し、相手方がそのチケットと引換えに加盟店から商品の給付を受けたときは、相手方からそのチケットに表示されている金額を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領することをいう。

(7) 通産省により作成された割賦販売法案は一九六〇（昭和三五）年四月五日、第三四回通常国会に提出され、直ちに衆議院商工委員会において審議されたが、日米安保条約の改定をめぐる国会の混乱により、審議を終らないまま次期国会に継続審議となり、結局は審議未了のまま廃案となった。そこで、通産省は、実質的には第三四回国会で問題とされた割賦販売法案六条のみを修正——昭和三五年度法案では、契約が解除された場合には、一号（契約のために要した費用）、二号（当該商品の通常の使用料）、三号（特に商品の利用または損傷による価値の減損額が通常の使用料の額をこえるときはそのこえる額を合算できる）に掲げる額の合計額に、これらの金額の支払遅滞があつた場合には、法定利率による遅延損害を加算した金額をこえる額を購入者に請求できない、と規定されていた。

geschäft, 1894) イギリス・買取選択権付貸借法 (Hire-purchase Act, 1938, 一審改正 1954) 同・広告法 (Advertisements [Hire-purchase] Act, 1957) アメリカ・統一条件付売買法 (Uniform Conditional Sales Act, 1918) 同・統一商事法典 (Uniform Commercial Code, 1952) 等をあげることができる (通産省企業局「米・英・西独・日本における賦払信用の現状比較」ジュリスト一九一〇頁、藤田・前掲「割賦販売法案について」ジュリスト一九一〇号五七頁)。しかしながら、個々の条文ごとに、いかなる外国法が参考とされ、影響を与えたかは必ずしも明らかではない。ただ、割賦販売法六条については、少なくともドイツ法が影響を与えたものと考えられる (ドイツ割賦販売法二条・四条参照)。

(9) したがって、掛売及び分割して代金を支払うとしても手付金と残金の二回払である一般販売ないしは、二月以内の短期間に何回かに分離して代金を受領する販売は割賦販売法にいう「割賦販売」ではない。割賦期間を二月以上、支払回数数を三回以上とした点については、「現在あるいは将来予想され得る割賦販売の最大公約数」を定義したと説明されている。一九六一年五月一〇日、中村委員に対する松尾通産省企業局長の答弁、第三八回国会衆議院商工委員会議録三二七頁参照。この規定方式の問題性については五参照。

(10) 不動産は取引形態が一般の動産とかなり異なること、割賦販売法案が動産の割賦販売を念頭において起草されたこと、また、建設省で別途法案が検討されていたため割賦販売法の適用範囲から除外された。一九六〇(昭和三五)年五月一〇日、同一日、吉国法制局第三部長及び松尾通産省企業局長の答弁(第三四回国会衆議院商工委員会議録三九号四一五頁、同四〇号一三頁)一九六〇年五月一一日、裨田建設省住宅局長の答弁(同四〇号八一頁)一九六一(昭和三六)年五月二四日、松尾通産省企業局長の答弁(第三八回国会衆議院商工委員会議録五号五頁)等参照。不動産取引に対するこの種の法規制は、一九七一年の宅地建物取引業法の改正及び積立式宅地建物販売業法の制定を待たねばならなかった(明石三郎「宅地建物取引業法と民法との接点」関大法学論集二三卷二九六—一九九頁)。

(11) 一九六一年五月一〇日、中村委員に対する松尾通産省企業局長の答弁(第三八回国会衆議院商工委員会議録三二二号八頁)一九六一年六月七日、近藤委員に対する松尾通産省企業局長の答弁(第三八回国会衆議院商工委員会議録二九号三頁)参照。

(12) 藤田・前掲ジュリスト二〇二号五四頁、小松・前掲法律時報資料版一〇号三八頁参照。但し、国会審議の中で割賦購入あっせんにつき第一章割賦販売第一節総則の規定の適用が明示的に否定されたのは、三条・四条・七条についてのみである(一九六一年五月一〇日、衆議院商工委員会における松尾通産省企業局長の答弁、第三八回国会衆議院商工委員会議録三二二号一〇一—一二頁)。一方、一九六一年六月七日衆議院商工委員会において、割賦販売と割賦購入あっせんを販売法として一括するのはおかしいとした近藤委員の

質問に対して松尾通産省企業局長は「この法案の建前は、割賦販売についての一般的な購入者と販売者との間の秩序維持を中心として、総則の方にそれを書いておりますが、……いわゆるチケットによる割賦販売……の場合には、もちろん一般的にチケットによる割賦販売の販売者に購入者との問題もありませんが、それ以上にそのチケットによって物を売りたいいわゆる加盟小売店が現実とその代金を受け取りますのは、いわゆるチケットの購入あつせん業者から代金を受け取るわけでございますから……加盟小売店が、代表支払いを受け得ないという……不測の損害をこうむらないよう、いわばそういう特殊な場合における割賦購入の秩序維持ということを、特殊の形態の場合の小売商の保護ということを付加して規定したということ」であると答えている(第三八回国会参議院商工委員会議録二九号二頁)。

- (13) 一九五八(昭和三三)年の商業統計により推計すれば、一九五七年七月から一九五八年六月に至る一年間の割賦販売総額は約五、〇〇〇億円であり(これは一九五七年度の国民所得八三、四〇九億円の約五・九%に相当する)、このうち、いわゆる割賦販売が八二%を占めている。藤田・前掲ジュリスト一九一号一七一―一二二頁、通産省企業局「割賦販売の現状」法律時報資料版五号一六頁、三菱銀行調査部「わが国における月賦販売制度」法律時報資料版五号二三一―二六頁(三菱銀行調査部発行「調査」八〇号より転載)参照。
- 割賦販売法制定前の我國の割賦販売の現状を知るためには、この他座談会「割賦販売の現状とその規制」ジュリスト一九一号三六頁以下、座談会「月賦販売の実際とその法律関係」法律時報二七卷三号二二頁以下参照。

- (14) たとえば、一九六一年六月二日、参議院商工委員会における割賦販売法案の補足説明(第三八回国会参議院商工委員会議録二八号一頁)一九六〇年五月六日、衆議院商工委員会における松尾通産省企業局長の答弁(第三四回国会衆議院商工委員会議録三八号四頁)。
- (15) たとえば、一九六一年六月二日、参議院商工委員会における割賦販売法案の補足説明のなかで、五条・六条はいずれも消費者保護を中心とした内容の規定であると述べられている(第三八回国会参議院商工委員会議録二八号一頁)。一九六〇年五月六日、衆議院商工委員会でも「秩序法と一口に申しますが、その中でも消費者保護のためのという条文は、条文で申しますと第三条以下六条までが直接の消費者保護の規定であると思います」と田中委員の質問に松尾通産省企業局長が答えている(第三四回国会衆議院商工委員会議録三八号六頁)。

- (16) たとえば、一九六一年六月二日、参議院商工委員会における割賦販売法案の補足説明(第三八回国会参議院商工委員会議録三八号一一二頁)。

- (17) 必ずしも明確ではないけれども中村小委員会委員の質問に対して松尾通産省企業局長は「第五条以外の問題はやはり果実の問題と

関連して適用の問題は残る」と述べている(第三八回国会衆議院割賦販売法審査小委員会議録五号一八頁)。

- (18) 一九七二(昭和四七)年の割賦販売法改正案は政府原案どおりで可決・成立し、同年六月一六日公布されているので、起草者と立法者との間に改正内容につき見解の相異がないと考えられる。改正案の起草資料となったものとして、割賦販売審議会答申「消費者信用に関する消費者利益の保護増進について」(一九七二年一月二八日)、通産省産業政策局消費経済課編「新版・増補 新割賦販売法の解説」一九七六年三五八―三六〇頁。立法者意思を措定する資料としては、改正案、国会の会議録(第六八回国会衆議院會議録、第六八回国会衆議院商工委員会議録、第六八回国会參議院會議録、第六八回国會參議院商工委員会議録)、通産省担当者による法令の解説(前掲「新版・増補 新割賦販売法の解説」、山田和彦「改正割賦販売法の特徴と今後の方向」NBL一八号八頁、後藤義典「改正割賦販売法政省令の解説」NBL三二号一八頁)がある。

- (19) 前掲「新版・増補 新割賦販売法の解説」一八頁、竹内昭夫「割賦販売と消費者保護——割賦販売法の改正と残された問題」『商事法の諸問題』一九七四年二八二―二八六頁、打田峻一・稲村良平「割賦販売法」一九七四年一二―一三頁等。

- (20) 割賦販売法の起草に影響を与えた通産省産業合理化審議会流通部会小委員会の委員長であった加藤一郎教授は「割賦販売は契約の最低基準を定め、それを強行法規とするゆえに取引秩序的な性格を有する」「当事者間の契約関係の合理化・公正化をはかる規定は、便宜上取引秩序法と総称してよい」と述べておられる(「割賦販売に対する法政策的態度」法律時報資料版五号四頁)。これに対して昭和四七年の割賦販売法の改正の基礎となった割賦販売審議会消費者保護部会の専門委員であった竹内昭夫教授は、割賦販売業者の保護、購入者の保護、割賦販売業者の過当競争の防止という「三つの理念をひっくりかえしたものが取引秩序法というふうにならされた」とし、昭和四七年改正法の規制理念は「消費者保護の一言であって、それ以外の何ものでもない」今回の改正は「取引秩序の維持、業者の業務分野の調整というようなことは、まったく念頭に置かなかつた」と発言されている(座談会「契約書の標準化からみた新割賦販売法の理念と実務」NBL三六号七―八頁、及び、一九七二年四月一九日第六八回国會衆議院商工委員会でも同様の発言をしておられる。同會議録一五号二頁、六頁)。

- (21) 割賦販売法の改正内容を見ると、この他に実質年率表示の義務づけ、割賦販売条件の表示と「契約の内容を明らかにする書面」の様式化、前払式割賦販売等における前払金供託比率の引上げ、及び、前受業務保証金供託委託契約の締結による前受金保全措置制度の創設等がある。とりわけ、開示のルールの徹底という点については、割賦販売法改正後に通産省企業局長通達(昭和四八年三月二六日四八企局二七五号及び昭和四八年四月二日四八企局二七四号)の形で各取引につき契約約款作成基準及び各業種別に標準契約書が

公表されている（「各業界における割賦販売等標準契約約款」月刊クレジット一九四号四八―八五頁、打田・稲村・前掲書付録七一七八頁）。この点からも明らかのように重要な事項について契約内容を規制するだけでなく、それに反する条項を契約書面に記載すること自体を禁じるところに昭和四七年改正の特色がある（山野勲夫「消費者信用取引と割賦法（上）」手形研究二二―二一―二二頁）。

(22) 前掲『新版・増補 新割賦販売法の解説』三五八頁。

(23) 割賦販売法二九条の六及び同法規則一二条の七により、前払式特定取引の場合には、前払式特定取引契約約款に契約解除に関する事項及び解除に伴う損害賠償額の範囲に関する事項を記載すること、また右事項の記載基準が定められている。

三 割賦販売法五条・六条の人的適用範囲

(一) はじめに

周知のとおり「購入者等の利益の保護」を立法目的に加えた昭和四七年の改正により、割賦販売法は「消費者」保護立法としての性格をもつようになったと言われる。本章では、制定当初から購入者保護のための規定と解されている割賦販売法五条・六条の人的適用範囲を検討してみることしよう。

五条・六条はいかなる範囲の購入者を保護しているのだろうか。立法過程の検討を通じて明らかになったように、割賦販売法五条・六条の人的適用範囲は割賦販売法第二章の適用除外を定める同法八条一号・三号・四号・五号と、購入者にとつても当該割賦販売が商行為となる場合に特に同法五条の適用除外を定めた同法五条三項によって規制されている。

そこで、第一に割賦販売法八条各号に該当する当事者は全く同法五条・六条による規制に服しないと解すべきか、第二に割賦販売法六条には、同法五条三項に相当する規定が存在しないが故に、購入者のために当該取引が商行為となる場合にも同法六条の適用があると解すべきか、が解釈論上問題となる。

(二) 割賦販売法八条について

割賦販売法八条は、同法第二章の適用除外の理由を異にする、いくつかの主体間の取引を挙げている。以下では本稿の課題に関連して問題となる四号・五号に限定して検討を加える（八条一号については後述(三)参照¹⁾）。

割賦販売法八条四号は特別法に基づく組合、公務員の職員団体及び労働組合がその団体の構成員に対して行なう割賦販売につき、同法八条五号は購売会事業のような事業者がその従業員に対して行なう割賦販売につき同法第二章の、従って五条・六条の適用を排除したものと解されている。このような適用除外規定が存在している点からすると、右団体が割賦販売業者となる場合には購入者が消費者であっても、割賦販売法五条一項所定の手続を経ずに行なった契約の解除・期限の利益の喪失は有効であり、右主体間の特約であれば、割賦販売法六条の制限額を越える高額の損害賠償の予定又は違約金の定めであっても有効といえるのであろうか。

この点、右主体間の割賦販売に関して割賦販売法の適用除外規定を置いた立法者の意図は、団体自治の尊重という要請に基づくものであったと解される。すなわち、右団体は団体の性質上、その構成員との間に利害の相反がないことを前提としているにもかかわらず、右団体とその構成員間に、一般割賦販売業者・購入者間の対立する経済的利益の調整を目的とした割賦販売法を適用するならば、団体構成員が共同の目的のために自主的に団体を組織し、自主的に団体を運営していくという内部自治に干渉することになる虞れがある、と説明されている²⁾。確かに、この限りにおいては適用除外を正当化する十分な根拠が存在するといわねばならない。

ところで、割賦販売法八条四号・五号の団体には、その団体自治が尊重されるべき様々な目的を有する団体が含まれている。たとえば「特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会」には、農業協同組合、消費生活協同組合、中小企業等協同組合、商工組合、国家公務員共済組合、環境衛生同業組合等が該当する。しかしながら、

一方では中小企業等協同組合法三条一号に基づく事業協同組合⁽³⁾が、信販会社と並んで割賦購入あっせんにおける最も重要な信用供与者として登場しているのが現状である。ここでは、四において分析を加えるように、割賦販売法五条・六条違反が問題となるような利害の衝突が団体とその構成員間に発生している⁽⁴⁾。このような実情を前提にすると、割賦販売法八条四号・五号に該当する団体であるとしても、団体自治の確保を楯に割賦販売法の規制の全面排除を正当化することはできないのではなからうか。

割賦販売法は単に購入者の利益保護を目的とするだけではなく、国民経済全体の立場から規制を加える一方、他方では業者相互の過当競争を防止し業界全体の健全性を維持しようとする多目的立法である(同法一条参照)。規制手段の面から観察してみても、民事法的規制・行政法的規制・刑事法的規制を包含する複合的立法といつてよい。従つて、割賦販売法八条四号・五号の立法趣旨——団体の内部自治の確保——を考慮すれば、行政法的ないし刑事法的規制手段を定める規定については、適用排除を肯定する根拠が存在すると考えられる。しかし、本稿で問題とする割賦販売法五条・六条については一考の余地がありそうである。

つまり、同法五条・六条は購入者の保護を目的とする個別的・具体的・契約関係を規律する効力規定であり、かりに割賦販売法八条四号・五号に掲げられる団体とその構成員間の契約関係に適用したとしても、団体の内部自治に不当な干渉を加えることにはならないと考えられる。なぜなら、割賦販売法五条・六条は、購入者の割賦代金債務の不履行を理由とする不当な契約解除及び期限の利益喪失条項を無効とし、割賦販売業者による不当な損害賠償等の請求を制限する規定であつて、団体とその構成員の利害が相反して、いふことを前提とする割賦販売法八条四号・五号とは、規制対象となる契約主体間の利害状況を異にしているからである。

それ故、私は割賦販売法八条四号・五号に該当する団体の行なう割賦販売においても、同法五条・六条についてはそ

の適用が解釈論上肯定されるべきであると解する(四)において検討を加える割賦販売以外の取引形態を右団体が行なう場合にも、同様に割賦販売法五条・六条の類推適用が認められるべきであらう。

(三) 割賦販売法六条について

仮に購入者のために商行為となる割賦販売に割賦販売法六条が適用になるとすると、割賦販売法五条・六条の人的適用範囲にいかなる差異が生じるのであろうか。

割賦販売法五条三項は以下の割賦販売の場合に同法五条一項・二項の適用を除外する。第一に、商法五〇三条二項により商人の行為はその営業のためにするものと推定されるから、購入者が商人であれば、専ら営業以外(たとえは家庭用)のために購入したことを立証しない限り、当該割賦販売は商行為に該当し、割賦販売業者は割賦販売法五条一項所定の手続を必ずしも要求されない。第二に、購入者が商人でなくとも当該割賦購入が商法五〇一条に該当すれば同様である。つまり、指定商品を「利益を得て他に譲渡する意思をもって有償取得」した場合には絶対的商行為となるからである。もっとも、右の営利意思の存在は取得行為の当時に存在することが必要とされているし、一般人の一回かぎりの投機売買につき営利意思の存在を立証することは事実上困難であると考えられる。従って、割賦販売法五条三項は、商人間の営利を目的とした割賦販売につき同法五条一項・二項の適用を排除したものと解される。

一方、割賦販売法八条一号によれば「指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売」の場合には割賦販売法五条・六条が適用されない。「指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする」ものは商人であり、この者に対して行なう割賦販売は「購入者のために商行為となる」場合に該当する。従って、割賦販売法八条一号によって適用除外の対象となる範囲は同法五条三項のそれに包含されることになるわけである。

それ故、割賦販売法八条一号に該当する場合を除き、購入者のために当該割賦販売が商行為となる場合にも同法六条の適用があると仮定すると、第一に「指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする」者以外の商人が購入者である場合、第二に八条一号に該当する商人であっても、販売する目的をもって自己の營業に供される商品以外の指定商品を割賦購入する場合（但し、商法五〇三条二項の推定をやぶる場合はこの限りではない）には、割賦販売法五条一項・二項は適用されないにもかかわらず、同法六条が適用されることになるわけである。

しかし、すでに見てきたように（二）（参照）、立法過程の検討からは、五条と六条の人的適用範囲に右に見るような差異を認むべきであるとする積極的主張も、またその根拠を見い出すこともできない。そこで割賦販売法五条と六条の人的適用範囲を判例がどのように考えていたかという点から、次に考察を加えてみよう。購入者にとって当該割賦販売が商行為にあたりと考えられる事例において、まず第一に割賦販売法五条一項・二項に反する契約解除ないし期限の利益の喪失の効力を認容——すなわち、五条三項による同条一項・二項の適用除外——する一方、他方で割賦販売業者による損害賠償請求等に同法六条を適用した判決が存在する。

〔1〕 長崎地裁佐世保支部判昭和四〇年九月六日（下級裁判民事裁判例集一六卷九号一三九一頁）

自動車販売会社が採石業者にダンブカーを割賦販売した事例。ダンブカーは採石業を営むために割賦購入したと認められるので、購入者にとって右割賦販売は附属的商行為にあたりとして、無催告解除の特約を有効と判示した。自動車販売会社の損害賠償請求については、割賦販売法六条一号を適用し自動車の通常の使用料額を算定した。

〔2〕 東京地判昭和四四年九月三日（ジュリスト四四七号一五五頁）

不動産業者が自動車を割賦購入した事例。買主は不動産の売買及び仲介等を業とする商人としてその營業遂行のために車両を購入したものであるから、右割賦販売は買主の附属的商行為にあたりとして無催告解除は有効であると判示した。売主の損害賠償請求は一部

認容されているが詳細は不明。

[3] 福岡地判昭和四四年一〇月二日(判例時報六〇一号八六頁)

自動車修理販売会社が菓子製造業者にライトバンを割賦販売した事例。右割賦販売は購入者の営業のためにしたものと推定すべきであるとして割賦販売法五条一項所定の催告によらない契約の解除を有効と認定したようである。本件では新車の引渡前に契約を解除されているところから、割賦販売法六条一号を類推適用して自動車の運用のためになされた登録又は届出による商品価格の低落に伴う損害を通常の使用料の額として売主の損害賠償請求を認容した。

[4] 東京高判昭和五一年一月三〇日(判例時報八四六号六九頁)

[5] 最(判)昭和五二年七月二〇日(金融商事判例五三四号二〇頁)

[5] は [4] の上告審である。自動車販売会社が有限会社に自動車を割賦販売した事例。頭金の支払いを怠った時は割賦販売契約は当然解除され、一〇〇万円の損害金を支払う旨の特約条項が存在した。[3] 判決同様、新規使用自動車の引渡前登録後に買主の割賦代金支払債務の不履行により契約が解除された場合において、登録による自動車の減価相当額の損害を買主に請求できるか否かが問題となった。[4]・[5] 判決は五条一項に違反する特約の効力を問題とせずに(有限会社法一条一項及び二条に基づき)右割賦販売は購入者のために商行為になると解せられる、右の場合には自動車の引渡前であるから六条三号を適用すべきと解し、かつ登録による自動車の減価相当額は同号所定の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」にあたらぬと判示した。

これに対して、購入者のために当該割賦販売が商行為にあたりと考えられる事例において、割賦販売法五条の他に六条も明らかに適用しなかった判決〔6〕判決〕及び割賦販売法五条・六条の適用の可否に言及しなかった判決〔7〕判決〕がある。

[6] 松山地判昭和四〇年二月二五日(下級裁判事裁判例集一六卷二号二五四頁)

自動車販売修理会社が建設業を営む会社に自動車を割賦販売した事例。「割賦金の支払いを怠ったときは……何ら通知催告を要しな

いで契約を解除することができる」とした約定に基づき、口頭による解除の意思表示を前提とする売主の填補賠償請求に対して、本判決は、本件を一般の債務不履行による損害賠償額算定の問題と解した上で割賦販売価格のうち、解除後に支払期日の到来する各割賦金中、月賦手数料に相当する部分を本来の履行利益を上回る請求として控除を命じた。

〔7〕 横浜地判昭和四三年七月九日（下級裁判事裁判例集一九卷七・八号三九三頁）⁽¹²⁾

土建業者が事業用として中古のダンプカーを割賦購入した事例。割賦販売法五条一項所定の手続に基づかない契約の解除を有効と判示した上で、売主の違約金請求については「本件売買が解除された時の違約損害金として、本件売買代金相当額と返還時の本件ダンプカーの時価の差額が通常の使用料を越えるときはその額を支払う。適正価額で自動車を処分したときはその処分価額から自動車の回収費、修理費、部品代金その他必要経費を控除した残額を時価とみなし……すでに受領した即時金、割賦金は違約損害金に弁済して清算」する旨の特約を相当と解し、右特約に基づき返還された自動車の時価を評価する基準として、日本自動車査定協会の作成した中古車価格算定方式を採用した。

〔8〕 東京高判昭和四四年一〇月一五日（判例タイムズ四〇八号一一〇頁）

運送業を営む有限会社トラック・トレーラーを割賦購入した事例。本判決は「自動車販売会社において当該自動車を任意処分したときは処分代価から回収費、部品代金、修理費その他の必要経費を差し引いた価額をもって右返還時の価格とし、処分前に神奈川県自動車販売店協会中古車査定委員会に査定を依頼したときはその査定価格をもって返還時の価格とする」旨の特約に基づき、本件自動車の返還時と隔たりの少ない時期即ち一般的価値の変動を考慮する必要のない時期に処分なり査定なりのなされた場合を基準として損害賠償額を算定するのを相当と解した。

結局、割賦販売法五条・六条の人的適用範囲に差異を認めるべきかという問題、つまり購入者のために商行為となる割賦販売にも割賦販売法六条の適用があると解すべきか否かについては、判例上も見解が分かれているといつてよいのではなからうか。

国会の審議過程において、五条・六条はともに購入者の保護を意図した規定であると解され、他方購入者のために商

行為となる割賦販売につき五条一項・二項の適用が除外されているのは、合理的計算に基づいて行動する経済人として、このような契約当事者には、一般消費者のような特別な保護を必要としないからであると説明されている⁽¹⁵⁾。従って、五条三項に相当する規定が六条に存在しない点を積極的に評価し、購入者のために商行為となる割賦販売の場合に六条のみが適用されると解するためには、五条と異なり、購入者が商人である場合にも一般消費者である場合にも、同様に要求される程度の保護機能を六条が果たしていることを立証しなければならぬと思われる。換言すれば、購入者に対する保護の程度という点から割賦販売法六条を分析することが問題解決に緒を与えてくれるのではなからうか。

六条は民法四二〇条一項の特則として、損害賠償の予定ないし違約金の定めがある場合にも裁判官による減額を認める。しかも、減額しうる程度を裁判所の自由裁量に委ねずに画一的に規定し、これを越える損害賠償等の請求を一律に無効とする。つまり、六条は合意された契約内容の改訂権限を裁判官に与えているだけでなく、改訂の範囲を定型化——請求額が六条各号を越えていることが立証されれば、右基準を越える割賦販売業者の損害賠償請求は即、不当な請求と解されるから、裁判官にとって契約内容改訂のための具体的判断基準が明確であるだけでなく、購入者にとっても立証責任の軽減になると考えられる——し、かつ、購入者からの訴えを待たずに、六条各号の範囲を越える販売業者の請求につき、訴訟外で購入者が無効を主張できる点で、購入者に対する保護機能を果たしていると言えよう。

このような規制は、割賦販売法六条に留まらず、利息制限法、宅地建物取引業法等にも存在する⁽¹⁵⁾。利息制限法の場合には、現行法の制定に伴い、商事関係への適用を除外した商法施行法一一七条⁽¹⁶⁾が削除されたことを根拠として、損害賠償の子定を通常の利息の制限利率の二倍に抑える利息制限法四条は、商事関係にも適用されると解されている⁽¹⁶⁾。しかし利息制限法についてもその人的適用範囲をめぐって議論があるようである⁽¹⁷⁾。一方、宅地建物取引業法の場合には、同法

七八条二項により販売業者と顧客がともに宅地建物取引業者である取引には、損害賠償額の予定及び違約手附額に制限を加える同法三八条、三九条の規定が適用されない⁽¹⁸⁾。従って、同種の規制を定める他の法律の人的適用範囲との単純な比較から六条の人的適用範囲を説明することは困難であると思われる。

ところで六条各号は、割賦販売の目的物が返還された場合には、目的物の返還の他に目的物を使用することによって購入者が得た利益⁽¹⁹⁾（一号）か、あるいは割賦代金額と時価との差額⁽²⁰⁾（二号括弧書き）、目的物が返還されない場合には、履行利益に相当する割賦販売価格（二号）、目的物が買主に引き渡される前に解除された場合には、契約の締結および履行のために通常要する費用の額（三号）に、契約解除に伴う賠償額を制限している。つまり、六条各号によって定型化された損害賠償の範囲は、購入者の割賦代金債務の不履行によって割賦販売契約が解除された場合に通常生じる損害の範囲（民法四一六条一項）を強行法規化したものと考えられる⁽²¹⁾。それ故、特別の事情によって生じた損害（民法四一六条二項）すなわち、通説によれば特別の事情を原因として生じた損害でその事情が債務不履行時に債務者にとって予見可能であった損害であっても、通常右損害額は割賦販売法六条各号所定の額を越えるところから請求できないことになる⁽²²⁾。この点で、新車の登録後引渡前に買主の割賦代金債務の不履行を理由として契約が解除された事案において、登録による自動車⁽²³⁾の減価相当額の損害賠償請求を六条三号に該当しないと棄却した「4」・「5」判決が目される。

以上から明らかのように、六条は、裁判官に契約内容の改訂権限を付与し、かつ、改訂の範囲を定型化し、購入者による訴訟外での契約の一部無効の主張を認めているだけでなく、損害賠償の範囲に関して一般原則を定める民法四一六条よりも損害賠償の範囲を限定する結果となる場合が生じる点で、購入者保護の機能を果たしていると解せられる。従って購入者のために商行為となる割賦販売に六条が適用されるということは、実質的にみて購入者の犠牲において割賦販売業者が過当に取得したとは言えない範囲の損害賠償請求を一律に排除することになる。しかしながら、購入者が一般

の消費者でない場合にここまで保護するのは疑問である。それ故、当該割賦販売が購入者のために商行為となる場合には、割賦販売法八条一号に該当する場合には限らず、⁽²⁴⁾ 五条三項を類推して六条の適用範囲を制限し、むしろ契約当事者の公平な損害の分担という観点から損害賠償額を算定すべきではないかと考へる。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾ (四)において検討が加えられるように、取引形態の面からは割賦販売法五条・六条の類推適用の根拠が存在するとしても、購入者のために当該取引が商行為となる場合には、五条・六条は適用されないことにならう。

(四) 以上の考察から明らかなように、割賦販売法五条・六条は購入者のために商行為とならない取引、すなわち消費者取引⁽²⁸⁾を規制する規定と解される。

(1) 国又は地方公共団体が行なう割賦販売についても割賦販売法第二章の適用が除外されている(同法八条三号)。国有財産法三一条及び地方自治法施行令一六九条の三によれば、普通財産の売払代金は当該財産の引渡前に納付することを原則とし、当該普通財産の譲渡を受ける者が売払代金を一時に納付することが困難と認められる場合には、確実な担保を徴し、かつ利息を付して原則として五年以内の延納の特約が認められている。しかしながら、現実には動産の割賦販売はほとんど例がないようである。

(2) たとえば、一九六一(昭和三六)年五月一九日、衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会において松尾通産省企業局長は次のように答えている。「この法案の趣旨は……割賦販売に関する販売者と購入者との間の利害調整、その秩序法ということでございますが、今御指摘の消費生活協同組合の場合は……組合の性質上、いわゆる共同目的のために組合と組合員の間に利害の相反することがないという建前で、消費生活協同組合というものはそういうことでできておる団体であると思ひます。従ひましてそのような共同の目的のために組合員が自主的に協同組合を作つて、自主的に協同組合を運営して行く、そういう関係にある組合と組合員との関係につきまして、一般の割賦販売業者と購入者との間のような調整、法律の秩序規定を適用するということは、むしろ組合の内部自治にあまり立ち入り過ぎた結果になるのではないかという意味で、そういう種類の組合は、いずれもこれは適用除外をいたしたというのがこの趣旨でございます。」(第三八回国会衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会議録四号三頁参照。同旨、一九六一年六月七日参議院商工委員会における松尾通産省企業局長の答弁、第三八回国会参議院商工委員会議録二九号五頁。)

- (3) 中小企業等協同組合法三条一号に基づいて設立されたこの種の協同組合は、普通「商店会」「専門店会」の名で呼ばれている。割賦購入あっせん形態における昭和五五年新規信用供与額のうちこのような中小小売商団体が信用供与者、すなわちあっせん業者となる割合は約五四%、額にして五、一七二億円に及ぶ。(日本の消費者信用統計昭和二年版)三七頁参照)。
- (4) たとえば、佐世保簡判昭和四〇年三月二十九日下級裁判事裁判例集一六卷三三五—三三六頁、仙台高判昭和四七年八月三〇日判例時報七八九号七九頁、東京高判昭和五二年三月三十一日判例時報八五三三五—三五五頁等。
- (5) 立法担当者である松尾通産省企業局長は組合と組合員との間で利害が相反するような問題がおこれば、立法論としてはあるが、むしろ現実的な考え方をとりたいと述べている(第三八回国会衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員會議録四号三頁)。また、竹内昭夫教授は互助会の割賦販売法による規制に関連して、法律上の建前において団体に互助的要素があるとしても、個々の取引の面において利害対立がないとはいえないとして、個々の取引面においては営利を目的とする企業とそれ以外の団体を区別する基準はない、と発言されている(第六八回国会衆議院商工委員會議録一五号八頁)。
- (6) 最も適切な例としては、運送業者が自己の営業のためにトラックを購入した場合が考えられる。
- (7) 西原寛一『商行為法』第三版一九七三年六七頁、七〇頁。
- (8) 本件評釈・安永正昭・判例評論二二四号三六頁以下。
- (9) 萬羽 了「新判例の紹介と批判及び対策」月刊クレジット二四九号五頁以下。
- (10) 「〔7〕・〔8〕判決は、割賦販売法六条を適用することなく単に損害賠償の予定に関する特約条項の解釈が問題とされたのか、それとも割賦販売法六条の規定に合致した有効な特約条項であることを前提としてその特約条項の解釈が問題となったのか、必ずしも明確ではない。
- (11) 判例研究・柴田 博・ジュリスト四一五号一二三頁以下。
- (12) 判例研究・木下 毅・ジュリスト四九〇号一二五頁以下。
- (13) 一九六一(昭和三六)年五月二四日、衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会において松尾通産省企業局長は、五条三項に該当する場合には「双方自分の営業のためにする商人として経済的に明る者同士の場合でございますから、またそのための支払いその他について十分金策も経済人としては考えてやらねばならない場合であることを想定いたしますと、一般の消費者の場合のような、こういう特別な消費者のための厚い規定は必要でないということで、除外をいたしましたのであります」と答弁し(第三八回国会衆

議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会議録五号一八頁、同七頁)、また同年六月二日、参議院商工委員会における割賦販売法案の提案理由補足説明のなかで、五条三項について「……いわゆる商人同士の間での割賦購入契約の場合には、商人同士でございませうから、一般消費者のような特別な保護規定を必要としない」と述べておられる(第三八回国会参議院商工委員会議録二八号二頁)。

(14) この他、積立式宅地建物販売法三五条、四〇条一項(宅地建物取引業法三八条準用)がある。

(15) 商法施行法一一七条は、不当に高い損害賠償の予定につき裁判所に相当の減額を許していた旧利息制限法五条の、商事関係への適用を排除していた。

(16) 起草者の法案成立後の解説の中でこのように説明されている(吉田 昂「利息制限法解説」法曹時報六卷六号一〇一頁)。

(17) たとえば、森泉 章『判例利息制限法』一九七二年一四一—一六頁参照。

(18) 宅地建物取引業者が自ら買主となる宅地等の売買契約に宅地建物取引業法三八条、三九条、四二条の適用があるか否かが争点となつた事件において、東京高判昭和五六年一月二八日(判例時報九九六号七六頁)は、宅地建物取引業法三八条、三九条、四二条を「宅地等の取引についての知識、経験の乏しい一般人たる買主を保護するための規定」と解した。

(19) たとえば、大判昭和一年五月一日民集一五卷八〇八頁。

(20) たとえば、大判大正五年一〇月二七日民録二二輯一九九一頁。

(21) 一九六〇(昭和三五)年法案の六条に關してではあるが、立法担当者は次のように説明している。「少なくとも民法の一般原則以上、割賦販売業者が勝手に契約解除に伴う損害賠償をむやみにとるようなことは法律的に制限する必要がある、そういう意味の内容を第六条に盛っておる意味でありまして、現状よりは確かに消費者のために大きな保護の内容になつておると思ひます。」(第三四回国会衆議院商工委員会議録三九号九頁)

(22) たとえば我妻 栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』一九六四年一一九—一二〇頁、於保不二雄『債権総論』新版 一九七二年一三九—一四一頁。

(23) 債権者にその予見可能性の主張・立証を要求するのが妥当である程度のもを特別の損害、当然そこまでは賠償を認めるのが妥当なもの通常の損害と解し、契約締結時における契約当事者の予見可能性を賠償範囲の決定基準と解する近時の有力説(平井宜雄『損害賠償法の理論』一九七一年一六九—一七二頁、星野英一『民法概論Ⅲ』一九七八年七一—七五頁)によれば、たとえば契約当事者の態様(商人か否か等)、契約の目的(営業設備としての使用、自家の消費、生活上の使用等)、目的物の種類等が損害賠償の範囲

に関する具体的な決定基準を導くために考慮されることになる。従って、右有力説の見解に基づけば、仮に購入者のために商行為となる割賦販売の場合にも、割賦販売法六条が適用になると解すると、購入者の犠牲において割賦販売業者が過当に取得したとは言えない範囲の損害賠償請求を一律に排除することになることは明らかであろう。

(24) 割賦販売法八条一号は、むしろ、所有権留保の推定規定である同法七条の適用を除外するための規定であると考えられる。同法八条一号に該当する流通段階における業者間取引の場合には、割賦販売される商品がさらに消費者等に転売されることが予定されているところから、所有権留保を推定することが適當でないからである（小松国男「割賦販売法の逐条的解説」法律時報資料版一〇号四一頁）。

(25) 割賦販売法六条が購入者のために商行為となる取引ないし商人間取引にあっても適用されるべきか、という点につき、立法論としてはあるが、谷川 久「動産割賦売買契約における債権確保のための諸条項と問題点」大阪市大法学雑誌一〇巻三九〇—一九一頁は消極的見解をとる。

(26) このことは、購入者のために当該割賦販売が商行為となる場合には、いかなる損害賠償の予定ないし違約金の定めをしても有効であるという意味ではない。右の場合には、割賦販売法六条によつて損害賠償等の制限をすべきではなく、民法四二〇条一項及び民法九〇条の解釈問題として取り扱うべきではなからうか。この点で損害賠償の予定ないし違約金に関する特約の効力が争われた割賦販売法施行前の判例が参考になる（たとえば、福島地裁郡山支部判昭和三五年一月一八日下級裁判民事裁判例集一〇巻一一号二四五〇頁、東京高判昭和三九年三月三〇日東京高裁時報一五巻三三六三頁、大阪地判昭和四一年五月二三日判例時報四六一号四七頁）。少なくとも「契約の解除後商品を返還し、既払分の賦払金及び未払額相当分の金員を支払う」旨の特約の場合には、公序良俗違反になるのではないかと考えられる。なぜなら、解除時が契約締結直後であれば返還される商品が新品同様だからである。損害賠償の予定に関する特約が無効となれば、割賦販売業者は民法第四一六条に基づき損害賠償請求することになる。

なお、不当に多額な賠償額の予定につき裁判所による減額を認容するドイツ民法三四三条及びスイス債務法一六三条三項に対して、従来、日本民法四二〇条一項の母法たるフランス民法は裁判所による賠償額の改訂を許さなかつた。しかしながら、一九七五年七月九日の法律第五九七号によるフランス民法一一五二条及び一一三一条の改正で、合意された損害額の改訂権限が裁判所に与えられ、右両規定が強行法規化された（野村豊弘「フランスにおける最近の民法典改正」日仏法学一〇号八八—九四頁参照）。従って、民法四二〇条一項を制限的に解釈しようとする私の立場は、比較法的にも是認されるのではなからうか。

(27) 谷川・前掲論文・大阪市大法学雑誌一〇巻三号八四頁は、購入者のために商行為となる場合であるからといって「一回の賦払金支払遅滞による期限の利益喪失条項が常に有効であるというわけではない。残代金額、遅延の理由、遅延の程度如何によつては、売主によるこの権利の行使が権利濫用として制限されることもある」と述べる。正当と考える。

(28) すでに、拙稿「ローン提携販売の法的構造に関する一考察(一)」北大法学論集三〇巻二号六頁において、①自己の営業過程以外において契約を締結し、かつ契約の相手方が事業者であること、②当該契約の目的物が営業目的に使用されないこと、以上二つの要件を満たす場合を消費者契約であると定義したが、本稿においてもこの定義は維持される。なお、この点につき、西ドイツでは、Eike von Hippel, Verbraucherschutz, 2. Aufl., 1979, S. 179 及び Udo Reifner, Alternatives Wirtschaftrecht am Beispiel der Verbraucherschuldung, 1979, S. 106-107 が消費者信用を個人的な利用のため (zur persönlich Verwendung) の信用、個人的消費のため (zum persönlichen Verbrauch=individuelle Konsumtion) の信用と解してこの二対して Walter Hadding, Welche Magnamen empfehlen sich zum Schutz der Verbrauchers auf dem Gebiet des Konsumentkredits? Gutachten zum 53. Deutschen Juristentag, 1980, S. 30 は、消費が、私的に (privat) に、すなわち公的 (öffentlich) でなく、また營業的 (gewerblich) でも營業的 (beruflich) にでもなく生じていることが、消費者信用であるか否かの決定的基準となると解し、私的に奉仕する商品・サービスの最終的消費のための信用を消費者信用であるとする点で注目される。

《Summaries of Contents》

Konsumentenkredit in Japan und die §§ 5, 6 des Gesetzes über die Abzahlungsgeschäfte (1)

Emiko CHIBA*

1. Problemstellung
2. Die Meinung der Gesetzgebers über den Anwendungsbereich der §§ 5, 6 AbzG
3. Die personellen Grenzen des Anwendungsbereich (in diesem Heft)
4. Die sachlichen Grenzen des Anwendungsbereich
5. Ergebnisse

1. In Japan erfüllen gleichfalls Warenkredit und Geldkredit an Verbrauchern dieselbe Funktion. Verbraucher können Waren auf Ratenzahlungen in der ersteren und in der letzteren Kreditform kaufen. Der Verbraucher-Teilzahlungskunde ist im einen wie im anderen Fall gleich schutzbedürftig vor einseitigen Gunsten des Verkäufers und des Kreditgebers. Eine Beschränkung der gesetzlichen Schutzmaßnahmen auf den Fall des Abzahlungskaufs würde die Kreditgeber zu einer Flucht in andere Kreditformen veranlassen. Gerade deshalb weist man in Japan gleich wie in den anderen hoch entwickelten kapitalistischen Staaten auf die Notwendigkeit eines umfassenden Schutzes des Verbrauchers, der der Kresitnehmer ist, hin. Eine Regelung soll geschaffen werden, die zumindest alle Ratenkredite erfaßt. In diesem Fall handelt es sich darum, welche Vorschriften tatsächlich vorgelegt werden sollten. Man hat zu erwägen, ob die überkommenen Schutzvorschriften für Abzahlungskäufer zum Verbraucherschutz zweckmäßig sind und ob diese Vorschriften auf alle Formen des Konsumentenkredits erstreckt werden könnten und sollten.

Unter diesen Gesichtspunkten sollte hier in der vorliegenden Arbeit versucht werden, den Anwendungsbereich der §§ 5, 6 des Gesetzes über die Abzahlungsgeschäfte aufzuklären. Im Vergleich zum japanischen Zivil-

* Assistentin an der Juristischen Fakultät der Universität Hokkaido.

recht geben die §§ 5, 6 des AbzG dem Abzahlungskäufer den folgenden Schutz: sowohl der Rücktritt vom Abzahlungsgeschäft bei Verzug des Käufers wie die Abrede, daß bei Zahlungsverzug die ganze Restschuld vorzeitig fällig werden soll, sind erst gültig, wenn der Verkäufer ihm zur Leistung des Ratenbetrags eine Frist von über 30 Tagen gewährt hat und die Leistung nicht in dieser Frist erfolgt ist (§ 5 I, II AbzG); trotz einer Vereinbarung einer Schadenspauschale oder einer Vertragsstrafenabrede darf der Verkäufer nicht den Schadenersatz oder die Vertragsstrafen über den im § 6 AbzG bestimmten Betrag hinaus nach dem Rücktritt verlangen. Inwieweit diese Bestimmungen des AbzG dem Zivilrecht vorgehen, hängt davon ab, ob ihre personellen und sachlichen Voraussetzungen gegeben sind. Dies ist auf der anderen Seite eine Frage der einzelnen entsprechenden Tatbestandsmerkmale.

2. Wie hat der Gesetzgeber die Grenzlinie für den Anwendungsbereich der §§ 5, 6 des AbzG, das im Jahr 1965 erlassen wurde, festgelegt?

Der Meinung des Gesetzgebers nach werden zunächst die personellen Grenzen des Anwendungsbereichs der Vorschriften durch § 8 Nr. 4 & 5 AbzG bestimmt. Danach sind die §§ 5, 6 des AbzG unanwendbar auf die folgenden Abzahlungskäufe: auf einen Abzahlungskauf zwischen einer Gesellschaft (festgelegt im betreffenden Sondergesetz) und ihrem Gesellschaftsmitglied; auf einen zwischen einer Gewerkschaft und ihrem Gewerkschaftsmitglied; auf einen zwischen einem Unternehmen und seinem Angestellten. Weiter ist die Anwendung § 5 I, II AbzG ausgenommen, wenn ein Abzahlungskauf ein Handelsgeschäft nicht nur für den Verkäufer, sondern auch für den Käufer ist (§ 5 III AbzG). Einerseits handelt es sich darum, ob die §§ 5, 6 AbzG den Schutz allen Verbrauchern die Abzahlungskäufer sind, geben, und andererseits ob § 6 auch anwendbar ist, wenn ein Abzahlungskauf ein beiderseitiges Handelsgeschäft ist. Was die Geschäftsform betrifft, sind die §§ 5, 6 AbzG der Absicht des Gesetzgebers nach anwendbar nur auf einfache Abzahlungskäufe. Durch das Änderungsgesetz aus dem Jahr 1972 wurde freilich die Rechtsstellung des Käufers verbessert und der „Käuferschutz“ wurde klar zum Ziel des Abzahlungsgesetzes. Jedoch ändert es nichts an dem sachlichen Anwendungsbereich der §§ 5, 6 AbzG. Deshalb soll die Problematik behandelt werden, ob und inwieweit die §§ 5, 6 analog auf andere Kreditformen anwendbar seien.

3. (1) § 8 Nr. 4 & 5 AbzG haben zur Voraussetzung, daß keine Konflikte zwischen der betreffenden Organisation und ihrem Mitgliedern entstehen,

wenn sie ein Abzahlungsgeschäft abschließen. Denn die Mitglieder organisieren und verwalten sich selbstständig um ihre gemeinschaftliche Zwecke zu verfolgen. Deshalb sind die Grenzl意思ien für den personellen Anwendungsbereich gemäß § 8 Nr. 4 & 5 AbzG festgelegt um diesen Organisationen ihre Autonomie zu sichern.

In wirklichkeit aber erwachsen Gefahren für diese Abzahlungskäufer aus der überlegene Stellung der Organisationen (z. B. die Gesellschaften von mittleren und kleinen Unternehmen). Dem Abzahlungskäufer in einem einzelnen Vertragsverhältnis geben §§ 5, 6 den bestimmten Schutz vor einseitigen Gunsten des Verkäufers. Meiner Meinung nach sollten die Abzahlungsgeschäfte zwischen den Organisationen und ihren Mitgliedern nicht ganz vom Anwendungsbereich des Abzahlungsgesetzes ausgenommen werden. § 8 Nr. 4 & 5 AbzG sind dahin zu verstehen, daß diese Abzahlungsgeschäfte weder unter die Verwaltungskontrolle noch unter die strafrechtliche Kontrolle, jedoch unter die zivilrechtliche Kontrolle gemäß dem Abzahlungsgesetz fallen sollen.

(2) Die dem § 5 III AbzG entsprechende personelle Grenze ist nicht durch § 6 AbzG bestimmt. Gemäß § 5 III sind Abzahlungsgeschäfte unter den Kaufleuten zum Betriebs ihres Handelsgewerbes vom Anwendungsbereich des § 5 ausgenommen. Es ist zu fragen, ob § 6 auch anwendbar sei, wenn ein Abzahlungsgeschäft ein Handelsgeschäft auch für einen Käufer d. h. ein beiderseitiges Handelsgeschäft ist.

§ 6 AbzG ist eine Sonderregelung für § 420 I des Zivilgesetzbuchs. Danach dürfen die Verkäufer weder eine Vereinbarung einer überhöhten Schadenspauschale treffen noch eine überhöhte Vertragsstrafenabrede führen und solche Vereinbarungen werden ungültig. Die Richter können den Schadenersatz oder die Vertragsstrafen auf den im § 6 AbzG bestimmten Betrag herabsetzen. Außerdem gibt § 6 dem Käufer einen solchen Schutz, daß die Regelungen über den Betrag an sich mehr als der Grundsatz des Schadenersatzes gemäß § 416 des Zivilgesetzbuchs beschränkt werden.

Was den personellen Anwendungsbereich betrifft, ist § 6 AbzG auszulegen, daß § 6 AbzG wie § 5 AbzG unwendbar ist, wenn ein Abzahlungsgeschäft ein beiderseitiges Handelsgeschäft ist. Im diesem Sinn kann man sagen, daß die überkommenen Schutzvorschriften für die Abzahlungskäufer d. h. §§ 5, 6 AbzG Schutzvorschriften für die Verbraucher sind.

(Fortsetzung folgt)